

船舶事故調査報告書

平成25年9月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成25年2月4日（月） 18時40分ごろ |
| 発生場所 | 愛媛県宇和島市宇和島港 戎ヶ鼻沖 宇和島港 戎山防波堤灯台から真方位065° 100m付近 （概位 北緯33° 13.6′ 東経132° 32.7′） |
| 事故調査の経過 | 平成25年2月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A モーターボート 好宝丸、3.4トン EH3-86193（漁船登録番号）、個人所有 8.99m（Lr）×2.64m×0.87m、FRP ディーゼル機関、169.20kW、平成7年10月10日 B モーターボート 豊丸、0.5トン 281-41255愛媛、個人所有 4.96m（Lr）×1.69m×0.66m、FRP ガソリン機関、18.4kW、平成3年10月 |
| 乗組員等に関する情報 | A 操縦者A 男性 38歳 操縦免許 なし B 船長B 男性 80歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年12月21日 免許証交付日 平成20年1月28日 （平成25年12月20日まで有効） |
| 死傷者等 | B 死亡 1人（船長B） |
| 損傷 | A 船底に擦過傷、プロペラ翼に欠損 B 右舷船尾部及び左舷船尾部に破損、操舵室を破損 |
| 事故の経過 | A船は、操縦者Aが1人で乗り組み、マスト灯、白色全周灯、両舷灯及び船尾灯を点灯し、宇和島港戎ヶ鼻沖を同港の係留地に向け、右転しながら、約15ノットの対地速力として手動操舵で航行した。 操縦者Aは、主に左舷前方の宇和島港戎山防波堤灯台（以下「戎山防波堤灯台」という。）の灯光を見ながら、航行していたところ、平成25年2月4日18時40分ごろ、戎山防波堤灯台から真方位06 |

| | |
|---------------|--|
| | <p>5° 100m付近において、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、宇和島港戎ヶ鼻沖を航行中にA船と衝突した。</p> <p>A船は、B船を乗り切ったのち、操縦者Aは、B船の乗員を捜したが、発見できなかったため、怖くなってその場を立ち去った。</p> <p>本事故発生場所から東方約600mの所にある宇和島港榊崎防波堤で釣りをしていた人は、18時40分ごろ船舶同士が衝突したような音を聞き、海上保安部に通報した。</p> <p>海上保安部は、巡視船等で捜索に当たっていたところ、21時00分ごろ、本事故発生場所付近において、半没状態のB船及び漂流していた救命胴衣を発見し、6日13時40分ごろ、捜索に参加していた僚船が、船長Bを発見して揚収した。</p> <p>船長Bは、検案の結果、死因は不詳と診断された。</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 数十cm、潮汐 下げ潮の末期</p> <p>日没時刻：17時45分</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>A船は、有限会社織田水産（以下「A社」という。）代表が職員の福利厚生などの目的で所有するモーターボートであり、宇和島市^{くしま}には救急船がなかったので、町の要請でエンジンキーを箱の中に入れて係留していた。</p> <p>操縦者Aは、A社が所有する漁船の甲板員であった。</p> <p>操縦者Aは、操縦免許を持っていなかったが、A船の定係港である九島漁港と宇和島市街地との間を航行するぐらいなら問題ないと思い、A社代表に操縦免許を持っていないことを言わず、平成24年9月までにA社職員などの交通手段としてA船を数回操船していた。</p> <p>操縦者Aは、平成24年9月に近いうちに小型免許を取得する予定であることをA社代表に話したところ、代表からA船の操船を禁止されていたが、それ以降もA船を2回操船しており、本事故発生当日もA社職員や物資の輸送の目的でA船を操船していた。</p> <p>A社代表は、平成24年9月に操縦者Aが操縦免許を持っていないことを知り、操縦者Aに対してA船の操船を禁止し、また、A船に燃料の補給を行わなかったこともあり、操縦者AはA船を操船していないと思っていた。</p> <p>A船は、レーダー、GPSプロッター、魚群探知機及び自動操舵装置がなかった。</p> <p>A船は、船首が浮上していなかった。</p> <p>操縦者Aは、本事故発生場所付近では船首目標としては戎山防波堤灯台の灯光しかなかったため、本事故当時、主にその灯光を見ながら右転していた。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>操縦者Aは、航行中及び衝突後もB船の灯火を見なかった。</p> <p>船長Bは、平成22年3月に漁業を廃業後、毎日所用でB船を使用して九島漁港と宇和島市街地との間を往復しており、九島漁港を08時～09時ごろ出港し、19時ごろ帰港していた。</p> <p>宇和島港フェリー棧橋に設置された監視カメラの所有者の口述によれば、監視カメラの映像から、B船は、本事故当時、白色全周灯及び両色灯を点灯していた。</p> <p>B船は、操舵室の屋根に白色全周灯及び同室の前部に両色灯が設置されていたが、本事故後、白色全周灯はなくなっていた。</p> <p>本事故発生場所付近には、戎山防波堤灯台しか照明となるものはなかった。</p> <p>宇和島港戎山防波堤は、同港港口付近に設置された北東方に伸びる長さ約100mの防波堤であり、その北東端に戎山防波堤灯台が設置されており、本事故当時、防波堤の高さは人の身長ぐらいであった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>A あり、B 不明 A なし、B 不明 A なし、B 不明</p> <p>A船は、宇和島港戎ヶ鼻沖を右転しながら、同港の係留地に向けて入航中、操縦者Aが、左舷前方の戎山防波堤灯台の灯光に注意を向けていたことから、航行中のB船に気付かず、船首部とB船の右舷船尾部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Aは、操縦免許証を受有しておらず、A船に乗船してはならなかった。</p> <p>B船は、宇和島港戎ヶ鼻沖を出航中であった可能性があると考えられるが、B船の動静及び船長Bの行動は明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bの死因は、不詳であった。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、夜間、宇和島港戎ヶ鼻沖において、A船が右転しながら、同港の係留地に向けて入航中、B船が航行中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港内では、安全な速力で航行し、常時適切な見張りを行うこと。 |